

石綿使用建築物等解体等業務にかかる特別教育のご案内

(一社) 新潟県建築組合連合会

石綿障害予防規則第27条では下記作業に労働者を就かせる時、事業者はあらかじめ労働者に石綿の有害性、石綿等の使用状況、石綿等の粉じんの発散抑制措置、保護具の使用方法等について一定の特別教育を実施するよう規定されていますので、受講いただくようご案内いたします。

なお、特別教育を受講されても建築物石綿含有建材調査者講習が受講できる訳ではありません。

- ☆ 石綿等が使用されている建築物または工作物の解体等の作業
- ☆ 吹き付けられた石綿等の封じ込めまたは囲い込み作業

※ 受講された方には、建設業労働災害防止協会新潟県支部長名の修了証が交付されます。

1. 開催日、会場、申込期限等

地区	開催日	会場	定員	締切日
下越	8月23日(金) 10:30~	デンカビッグスワンスタジアム・大会運営室4 新潟市中央区清五郎67番地12 ☎ 025(287)8811	50名	7月19日(金)
中越	8月26日(月) 10:30~	ハイブ長岡・会議室A、B 長岡市千秋3丁目315-11 ☎ 0258(27)8812	50名	7月19日(金)
上越	8月28日(水) 10:30~	上越人材ハイスクール・視聴覚室 上越市高土町3丁目1-15 ☎ 025(523)2698	50名	7月19日(金)

2. 教育内容、時間割

1. 石綿の有害性	0.5時間
2. 石綿等の使用状況	1時間
3. 石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置	1時間
4. 保護具の使用方法	1時間
5. その他、石綿等のばく露防止に関し必要な事項	1時間

3. 受講料(インボイス対応の領収書を交付しますが日付は当会から建災防に入金した日です)

受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計	内、消費税(10%)
8,320円	880円	9,200円	837円

* 納入した受講料は原則としてお返ししませんのでご了承下さい。

4. 申込方法

- 1) 受講資格に制限はありません(年齢・性別・免許の有無等に関係なくどなたでも受講可)
- 2) 受講申込書に必要事項を記入のうえ、「受講料振込受領書」のコピーを添えて期限までにお申し込みください(FAXでの申し込み可、FAX番号: 025(231)2252)
- 3) 受講料振込先 銀行口座: 第四北越銀行・白山支店/普通 No.1583818
口座名義: 新潟県建築組合 講習会口
- 4) 当日、ご持参いただくもの
 ①受講票(建設業労働災害防止協会新潟県支部より発送) ②筆記用具

石綿使用建築物等解体等業務にかかる特別教育受講申込書

		受講番号	
受 講 者	ふりがな		平成 年 月 日 令和
	氏 名		
者	現住所	〒 _____	
勤 務 先	事業所名		
	所属部署		
	所在地	〒 _____ 電話 _____ () _____ FAX _____ () _____	
受講希望日 (希望日に○印)			
		8月23日(金) 10:30~	デソビックススタジオM・大会運営室4
		8月26日(月) 10:30~	ハイブ長岡・会議室A、B
		8月28日(水) 10:30~	上越人材ハイスクール・視聴覚室

(注) 必ず受講者本人が誤字・あて字のないよう記入してください。

上記のとおり、「受講料振込受領書」のコピーを添えて申し込みます。

年 月 日

建設業労働災害防止協会新潟県支部長 様

個人情報の保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報については本教育の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。